

愛媛県西予庁舎機械警備業務委託 仕様書（案）

この仕様書は、愛媛県南予地方局長（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名

愛媛県西予庁舎機械警備業務委託

2 業務場所

対象施設 愛媛県西予庁舎（愛媛県オフサイトセンター及び南予地方局西予土木事務所、以下「西予庁舎」という。）

所在地 西予市宇和町卯之町5丁目175番地3

3 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 業務内容

(1) 警備対象施設

西予庁舎

(2) 警備方式

機械警備により行うものとする。

*機械警備とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局（「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。）に設置する機器に送信し、その受信施設の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(3) 機械警備業務

警備業務用機械装置

① 警備業務用機械装置の機能は次に掲げるものとする。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去するものとする。

- センサーが感知した内容を表示する機能
- 火災発生を感知する機能
- 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等を監視する機能
- 警備の開始、解除の操作を行う機能
- 基地局に異常等の信号を送信する機能
- 一般公衆回線が使用中の場合、強制遮断して警報信号を送信する機能
- 侵入者を感知する機能

② 警備範囲

ア 警備範囲

別紙配置図により示された範囲とする。

イ 火災報知器については、既設の報知器から移報する装置を設置する。

ウ 通信回線

各種感知器の信号受信のための通信回路は、委託者が設置負担する。

5 警備区域と警備機器取扱

(1) 警備区域

異常発生箇所の速やかな特定を前提に、警備範囲を次の区画の警備区域に分ける。

西予庁舎

第1ブロック 愛媛県オフサイトセンター

第2ブロック 南予地方局西予土木事務所

(2) 機器の取り扱い

① 警備の開始解除を行う開始解除用具の個数は職員数とする。

② 警備機器の取扱説明書を備え、取扱い方法を関係職員に周知できる説明書を準備する。

6 警備の対象時間

警備対象時間は、機械警備開始（セット時）より機械警備装置のセットが解除された時点までとする。

7 警備要員の配置

受託者は、侵入等異常発生後速やかに警備業法に基づき現場に到着できるよう、警備要員の配置を行う。

8 異常情報受信の際の対応

(1) 受託者は、異常を受信したときには警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに事態の拡大防止に努める。

(2) 受託者は必要に応じ、予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関に通報する。

9 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は終日とする。

10 各種感知器の異常感知の監視

受託者は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合には必要な処置をとる。

11 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、委託者は受託者に預託し、預託された鍵は、受託者が厳重に取扱い保管する。また、鍵の複製は認めない。

12 提出書類及び報告書

(1) 受託者は、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

① 警備業務の実施に当たり警備計画書を作成し施設管理担当者へ提出する。

② 警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出する。

(2) 報告書

① 受託者は、毎月の月次報告書を翌月の10日までに、提出するものとする。

13 警備機器の保守点検

受託者は、警備機器の機能について定期的に保守点検を行い、警備機器が正常に作動するよう努める。

14 守秘義務

受託者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、愛媛県個人情報保護条例を遵守し個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。受託者は業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約の解除及び契約期間満了後についても同様とする。

15 現状回復

受託者は、契約の解除及び期間満了により機器等を撤去する場合は、設定前に近い状態に回復する。撤去の費用は受託者の負担とする。

16 損害賠償

業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害について、受託者は委託者に対して、その損害を賠償するものとする。委託者は、損害が発生したときは、速やかに、損害の発生を受託者に通知しなければならない。

17 その他

- (1)警備機器の設置に要する経費は受託者の負担とする。
- (2)警備業務は、令和7年4月1日から開始すること。
- (3)落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和7年3月31日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。
- (4)受託者は業務の履行に当たっては、労働基準法、警備業法、その他関係法令を遵守しなければならない。
- (5)受託者は、当該警備業務について、委託者からの苦情に対して適切な解決に努めなければならない。
- (6)乙は、業務委託開始までに必要な機器・配線等を設置できない場合は、機械警備が開始できるまでの間、人的警備により機械警備業務と同等と認められる業務を行う。
- (7)この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議のうえ、決定するものとする。